アンケート調査を実施するにあたり、外部機関への住民情報の提供について (答申)

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会(以下、「審査会」という。)の結論

本件に係る外部提供は、丸亀市個人情報保護条例第8条第1項第8号の「公益上特に必要があるもの」と認められる。

2 諮問に至るまでの経過

丸亀市及び多度津町の可燃ごみに係る焼却施設のクリントピア丸亀及びクリントピア丸 亀に併設している環境啓発施設「エコ丸工房」の設置及び運営管理については、中讃広域 行政事務組合がその事務を共同処理している。

中讃広域行政事務組合では、設置から 19 年目を迎えた「エコ丸工房」関し、平成 27 年度において利用促進等を目的として施設更新のための基本計画策定を予定しているところである。

この計画策定の基礎資料とするため、施設圏域内の丸亀市民及び多度津町民を対象としたアンケート調査の実施を予定しており、今般、その宛先に使用するため、中讃広域行政事務組合から市に対し、住民基本台帳から無作為に抽出した 2,400 人分の情報をタックシール(住所、氏名、方書、郵便番号を記載)の形で提供してほしいとの依頼があった。

当該タックシールの情報を中讃広域行政事務組合に提供することについては、保有個人情報の外部提供になることから、条例第8条第1項第8号の規定に基づき、審査会に諮問がなされた。

3 審査会の意見

中讃広域行政事務組合に住民情報を提供することについては、住民の意見を反映した環境行政の推進の観点から妥当と判断する。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について以下のとおり調査審議を行なった。

- ① 平成27年7月21日 諮問書の受理
- ② 平成27年8月3日 第1回審査会